

# バターの需給及び輸入の状況等について

平成28年10月28日

# バターの需給表

年度・月	生産量		輸入量						推定期末在庫量						推定出回り量		
	(トン)	前年比 (%)	(トン)	前年比 (%)	機構輸入量		その他の輸入量		(トン)	前年比 (%)	機構在庫量		民間在庫量		(トン)	前年比 (%)	
					(トン)	前年比 (%)	(トン)	前年比 (%)			(トン)	前年比 (%)	(トン)	前年比 (%)			
平成23年度	63,071.1	89.9	13,757.5	757.4	13,583.5	826.8	174.0	100.2	19,083.7	92.6	0.0	-	19,083.7	92.6	78,350.7	93.4	
24	70,118.0	111.2	9,558.2	69.5	9,391.0	69.1	167.3	96.1	23,469.5	123.0	0.0	-	23,469.5	123.0	75,290.5	96.1	
25	64,301.5	91.7	3,655.4	38.2	3,482.3	37.1	173.1	103.5	17,316.7	73.8	0.0	-	17,316.7	73.8	74,109.7	98.4	
26	61,651.9	95.9	13,226.5	361.8	12,931.1	371.3	295.4	170.7	17,833.4	103.0	0.0	-	17,833.4	103.0	74,361.7	100.3	
27	66,295.5	107.5	13,130.9	99.3	12,743.3	98.5	387.7	131.2	22,050.0	123.6	0.0	-	22,050.0	123.6	75,209.8	101.1	
27年	7	5,315.0	112.2	735.8	393.7	702.1	412.6	33.7	201.4	20,228.3	118.1	0.0	-	20,228.3	118.1	6,096.0	98.7
	8	5,151.3	110.5	219.2	30.1	185.0	25.7	34.2	477.9	19,971.7	120.3	0.0	0.0	19,971.7	120.7	5,627.2	95.3
	9	4,239.0	120.3	4,524.3	209.7	4,492.7	209.4	31.6	250.1	23,385.5	135.8	2,588.4	300.0	20,797.1	127.1	5,349.5	105.5
	10	4,398.7	111.6	5,140.2	846.0	5,107.1	869.3	33.1	164.6	23,518.3	153.0	2,067.0	861.4	21,451.2	141.8	9,406.1	147.1
	11	4,210.0	106.3	137.0	2.7	94.6	1.9	42.4	234.2	20,126.5	117.6	0.0	0.0	20,126.5	133.4	7,738.7	107.2
	12	6,176.0	107.4	42.6	10.9	0.0	0.0	42.6	108.0	18,826.1	123.3	0.0	-	18,826.1	123.3	7,519.1	94.1
28年	1	6,804.8	102.0	12.7	4.2	0.0	0.0	12.7	69.6	21,085.5	120.2	0.0	-	21,085.5	120.2	4,558.2	97.2
	2	5,938.0	113.5	16.4	1.0	0.0	0.0	16.4	103.5	21,660.0	122.2	0.0	-	21,660.0	122.2	5,379.8	79.9
	3	6,878.8	110.3	47.6	7.6	0.0	0.0	47.6	44.0	22,050.0	123.6	0.0	-	22,050.0	123.6	6,536.4	96.7
	4	6,504.6	105.7	53.4	88.6	23.8	-	29.5	49.0	23,169.5	126.6	0.0	-	23,169.5	126.6	5,438.4	94.7
	5	6,436.6	106.4	1,022.5	146.2	999.3	146.6	23.2	130.9	25,453.5	130.0	776.7	273.6	24,676.8	127.9	5,175.1	94.5
	6	5,392.6	108.3	3,457.2	231.2	3,443.5	232.7	13.7	89.0	27,818.3	137.2	1,673.5	150.0	26,144.8	136.5	6,485.1	112.2
	7	5,443.0	102.4	1,533.6	208.4	1,513.7	215.6	19.9	59.1	28,512.1	141.0	1,412.8	-	27,099.2	134.0	6,282.8	103.1
	8	5,352.7	103.9	302.4	137.9	268.6	145.2	33.8	98.8	28,388.9	142.1	1,133.7	-	27,255.2	136.5	5,778.3	102.7
	9	3,584.5	84.6	832.0	18.4	813.9	18.1	18.1	57.2	27,830.8	119.0	1,232.9	47.6	26,597.9	127.9	4,974.5	93.0
年度累計		32,713.9	102.6	7,201.1	93.1	7,062.9	93.7	138.2	71.7	27,830.8	119.0	1,232.9	47.6	26,597.9	127.9	34,134.2	100.2

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構調べ

注1：機構輸入量は、検収受け入れの時点で整理している。

2：その他の輸入量は飼料用、沖縄用、学給用、航空機用（本邦と外国との間を往来するもの）および見本市販売用の輸入量を除く。

3：四捨五入の関係で端数は合わない場合がある。

# バターの需給表(乳業メーカー等13社)

種類別バターの需給状況

年度・月	生産量 <sup>注2</sup>								輸入量 <sup>注3</sup>								消費量(出回り量) <sup>注2、注5</sup>								月末在庫量							
	バラ				ポンド・シート等				バラ				ポンド・シート等				バラ				ポンド・シート等		家庭用									
	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)				
平成25	58,975	-	16,004	-	26,864	-	16,106	-	737	-	737	-	0	-	0	-	65,653	-	20,940	-	28,143	-	16,570	-	16,357	-	11,876	-	3,432	-	1,049	-
26	59,061	100.1	18,470	115.4	25,096	93.4	15,495	96.2	7,432	1,008.1	7,432	1,008.1	0	-	0	-	65,771	100.2	26,250	125.4	24,306	86.4	15,214	91.8	17,081	104.4	11,528	97.1	4,222	123.0	1,330	126.8
27	63,514	107.5	20,267	109.7	27,055	107.8	16,192	104.5	5,003	67.3	4,834	65.0	169	-	0	-	64,439	98.0	23,637	90.0	24,671	101.5	16,131	106.0	21,159	123.9	12,992	112.7	6,776	160.5	1,392	104.6
27年 4	5,988	104.5	2,200	105.6	2,605	109.1	1,182	93.8	0	-	0	-	0	-	0	-	5,577	95.6	2,193	106.2	2,253	88.0	1,131	93.6	17,491	107.6	11,535	97.0	4,575	140.4	1,381	125.5
5	5,669	104.6	2,048	119.6	2,423	92.3	1,198	110.8	220	86.7	220	86.7	0	-	0	-	4,915	98.2	1,884	97.0	1,848	91.0	1,183	114.7	18,464	109.1	11,919	100.0	5,149	133.7	1,396	121.4
6	4,502	100.3	1,433	109.5	1,945	93.1	1,124	103.2	422	49.8	422	49.8	0	-	0	-	4,985	95.9	1,910	89.6	1,852	95.7	1,223	108.3	18,403	107.9	11,864	99.4	5,242	130.9	1,296	116.9
7	4,655	111.8	1,278	98.5	2,172	125.4	1,205	106.3	1,511	-	1,511	-	0	-	0	-	5,000	98.5	2,104	97.8	1,821	97.5	1,075	101.7	19,569	121.2	12,549	113.2	5,594	144.6	1,426	120.4
8	4,757	108.3	1,262	112.5	2,099	101.2	1,396	116.9	0	-	0	-	0	-	0	-	4,964	98.6	2,069	99.1	1,817	93.3	1,078	108.1	19,362	124.3	11,743	115.2	5,875	147.0	1,744	126.3
9	4,662	117.4	1,262	127.4	1,957	114.6	1,444	113.5	952	91.7	855	82.4	97	-	0	-	4,712	95.5	1,980	84.3	1,420	102.8	1,313	109.1	20,263	129.5	11,880	120.3	6,509	150.6	1,875	129.3
10	4,628	114.0	1,044	114.0	2,075	117.8	1,510	109.2	1,624	309.8	1,552	296.0	72	-	0	-	5,531	100.4	2,165	90.9	2,017	111.2	1,349	102.6	20,984	142.5	12,310	137.8	6,639	155.4	2,035	134.1
11	4,299	106.0	982	110.4	1,663	100.9	1,653	109.0	274	7.4	274	7.4	0	-	0	-	5,849	76.1	1,887	45.4	2,345	114.2	1,617	109.3	19,708	133.0	11,679	124.4	5,958	154.1	2,071	133.3
12	5,713	106.1	1,881	108.2	2,453	113.5	1,379	92.8	0	-	0	-	0	-	0	-	7,032	124.9	1,957	192.2	2,960	111.0	2,116	108.7	18,389	123.3	11,603	110.9	5,451	162.1	1,335	122.0
28年 1	6,655	102.1	2,563	112.1	2,634	97.7	1,458	94.8	0	-	0	-	0	-	0	-	4,602	104.0	1,835	107.3	1,743	100.8	1,024	103.9	20,441	120.1	12,331	111.7	6,342	146.5	1,769	107.5
2	5,720	111.7	1,911	92.6	2,445	126.0	1,363	122.3	0	-	0	-	0	-	0	-	5,238	94.6	1,578	74.5	2,061	105.6	1,599	108.6	20,923	122.2	12,665	110.0	6,726	155.8	1,533	118.9
3	6,268	108.8	2,403	116.6	2,584	113.7	1,282	89.7	0	-	0	-	0	-	0	-	6,032	102.3	2,076	97.0	2,535	107.0	1,422	102.5	21,159	123.9	12,992	112.7	6,776	160.5	1,392	104.6
4	6,437	107.5	2,380	108.2	2,833	108.7	1,224	103.6	0	-	0	-	0	-	0	-	5,441	97.5	1,838	83.8	2,420	107.4	1,183	104.6	22,155	126.7	13,533	117.3	7,189	157.1	1,433	103.8
5	6,184	109.1	2,220	108.4	2,841	117.3	1,123	93.7	133	60.6	133	60.6	0	-	0	-	4,823	98.1	1,796	95.3	1,874	101.4	1,154	97.5	23,650	128.1	14,091	118.2	8,156	158.4	1,402	100.5
6	5,198	115.5	1,712	119.4	2,281	117.3	1,206	107.3	1,271	301.0	1,271	301.0	0	-	0	-	4,934	99.0	1,715	89.8	1,941	104.8	1,277	104.4	25,185	136.9	15,358	129.4	8,496	162.1	1,331	102.7
7	5,077	109.1	1,747	136.7	2,143	98.6	1,188	98.6	920	60.9	898	59.4	22	-	0	-	4,970	99.4	1,924	91.5	1,909	104.8	1,137	105.7	26,212	133.9	16,079	128.1	8,750	156.4	1,382	96.9
8	4,993	105.0	1,440	114.1	2,160	102.9	1,393	99.8	120	-	120	-	0	-	0	-	4,890	98.5	1,869	90.3	1,822	100.2	1,200	111.3	26,434	136.5	15,771	134.3	9,089	154.7	1,575	90.3
28年度累計	27,889	109.1	9,499	115.5	12,257	109.0	6,133	100.5	2,443	113.5	2,422	112.5	22	-	0	-	25,058	98.5	9,142	90.0	9,966	103.9	5,950	104.6	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：(独)農畜産業振興機構調べ

注1：国内乳業メーカー等13社。

2：生産量・消費量は、バラバターからポンド・シートなどに改装した数量を含む。

3：輸入量は機構輸入分のみで、数量については売渡し及び検収月で計上している。

4：消費量は、「生産量」+「輸入量」-「在庫増減量」で算出。

5：四捨五入の関係で端数は合わない場合がある。

# 平成28年度のバター輸入・売渡スケジュール

平成28年10月28日

(単位:トン)

品目	区分	入札日	入札数量 (落札数量)	内容	引渡期限	28年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年 1月	2月	3月	
バター	28年度CA	2月9日	2,000 (1,686)	バラ	平成28年6月24日	輸入			売渡			売渡	売渡					
									260.7	279.1		433.9	699.8					
	28年度CA	2月23日	2,500 (889.6)	小物及び 改装用	平成28年7月29日	輸入・売渡												
							122.9	527.6	237.1									
	28年度CA	2月25日	4,424.4 (3,422.5)	バラ	平成28年7月29日	輸入・売渡												
							23.8	99.8	2019.1	1260.9								
	28年度CA	4月26日	1,001.9 (1,001.9)	バラ及び 小物	平成28年9月30日	輸入・売渡												
										15.7	268.6	620.3	71.9					
	計			7,000 (7,000)														
	28年度追加	6月14日	2,000 (100)	バラ	平成28年9月30日	輸入								売渡				
														100.0				
	28年度追加	7月15日	1,900 (1,900)	バラ	平成28年10月31日	輸入			売渡		売渡							
														600.0	1,300.0			
28年度追加	6月21日	2,000 (198)	小物及び 改装用	平成28年10月31日	輸入・売渡													
												198.0						
28年度追加	6月28日	3,802 (2,623.9)	バラ	平成28年10月31日	輸入・売渡													
											94.0	2,224.3	302.4					
28年度追加	7月26日	1,178.1 (40.8)	バラ及び 小物	平成28年10月31日	輸入・売渡													
													41.0					
計			6,000 (4,862.7)															
合計			13,000 (11,862.7)															
売渡し数量(機構→売渡先)						23.8	222.7	2,546.7	1,774.4	547.7	714.7	2,928.1	1,743.2	1,300.0				
累計						23.8	246.5	2,793.2	4,567.6	5,115.3	5,830.0	8,758.1	10,501.3	11,801.3				

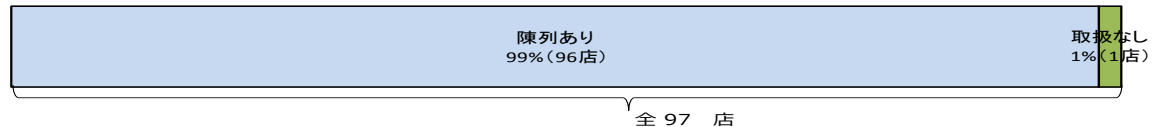
注: 赤字は未確定値

## 2016年10月第3週 バター店頭調査結果

1. 調査方法  
調査員が店舗を訪問し、店頭における対象商品の陳列状況及び購入制限などの告知・表示状況を調査。<sup>注5</sup>
2. 対象商品  
乳業大手4社等のナショナルブランド（NB）バター（加塩、無塩、ミニ、カップ等）15品  
プライベートブランド（PB）バター主要5品<sup>注1</sup>
3. 調査店舗数  
京浜59店＋京阪神38店 ＝ 97 店<sup>注2、注3</sup>
4. 調査日  
10月14日（金）～10月16日（日）<sup>注4</sup>

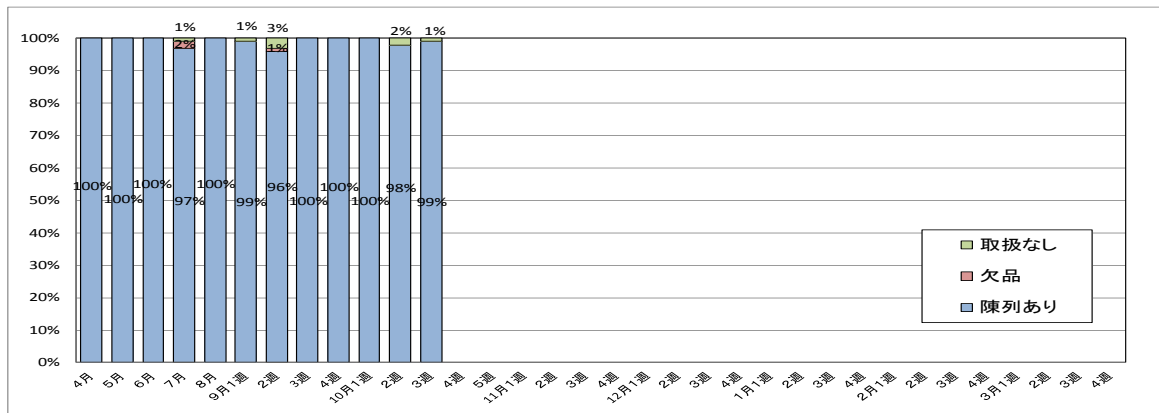
注1：対象商品は、国内で流通する主要な20品目のバター（主に200グラム以下／個）。  
 注2：調査店舗数は、基本は97店舗で実施しているものの、店舗状況等により調査が出来ないこともあるため変動が生じる。  
 注3：調査店舗は、売場面積1,000㎡以上のスーパーマーケットが対象。  
 注4：調査日は、調査期間のうちいずれか1日で、調査時間は不定期。  
 注5：購入制限の告知・表示例は、「お一人様1点限り」などを指す。

### 5. 調査結果 (1) 対象商品の陳列状況



陳列あり…対象商品の陳列あり  
 欠品…対象商品の取扱（棚）はあるが、陳列がない  
 取扱なし…対象商品の取扱（棚）がない

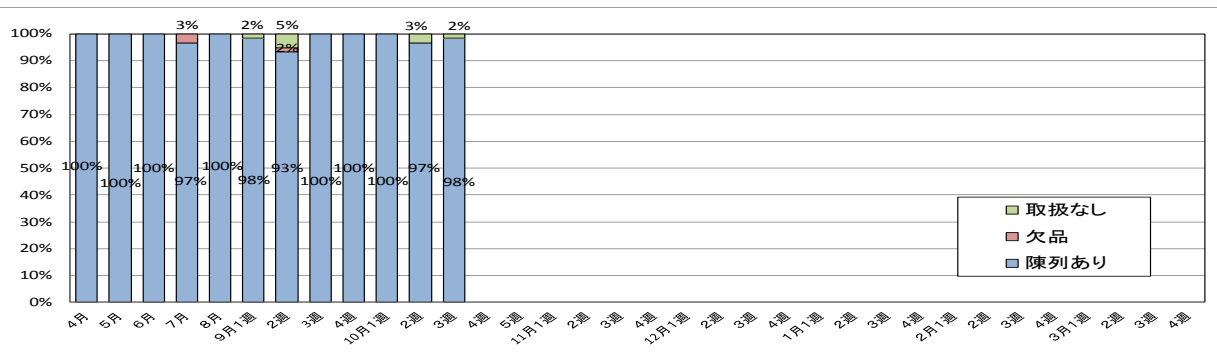
(参考：推移)



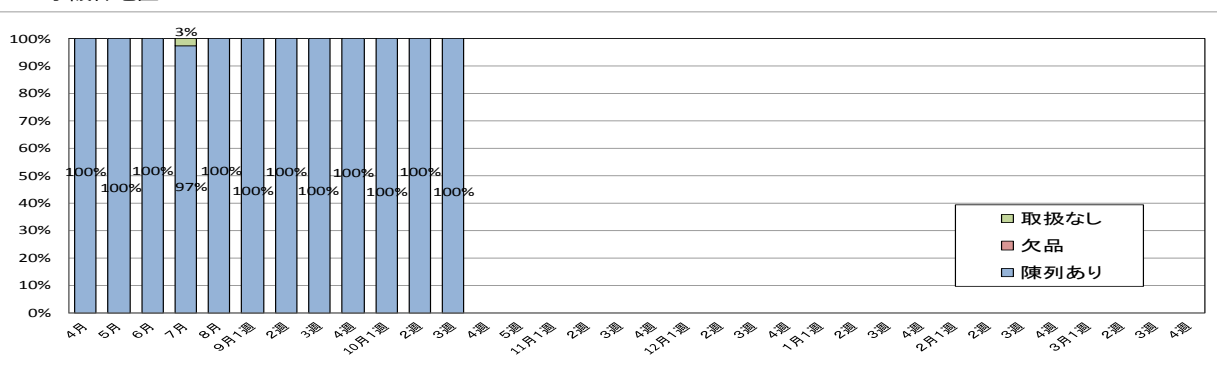
# ALIC HP掲載

(参考：エリア別推移)

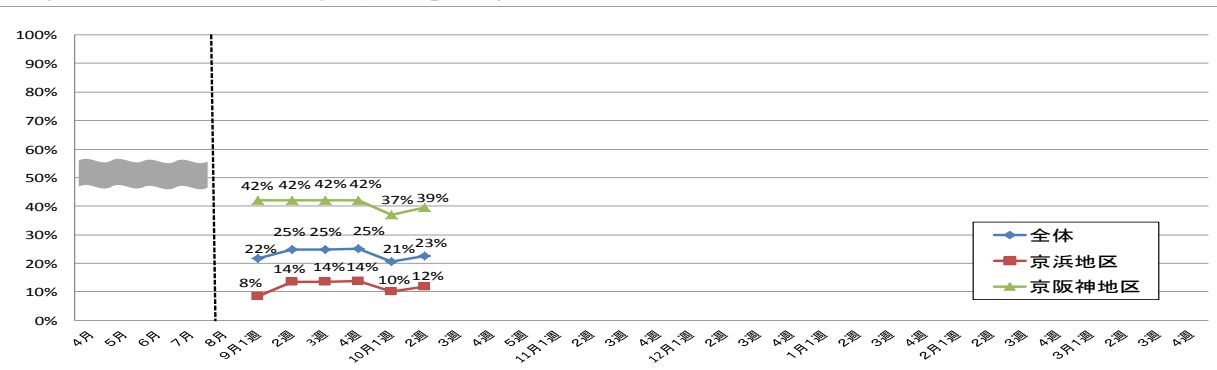
京浜地区



京阪神地区



(2) 購入制限 (例：「お一人様1点限り」など) の店頭告知・表示状況



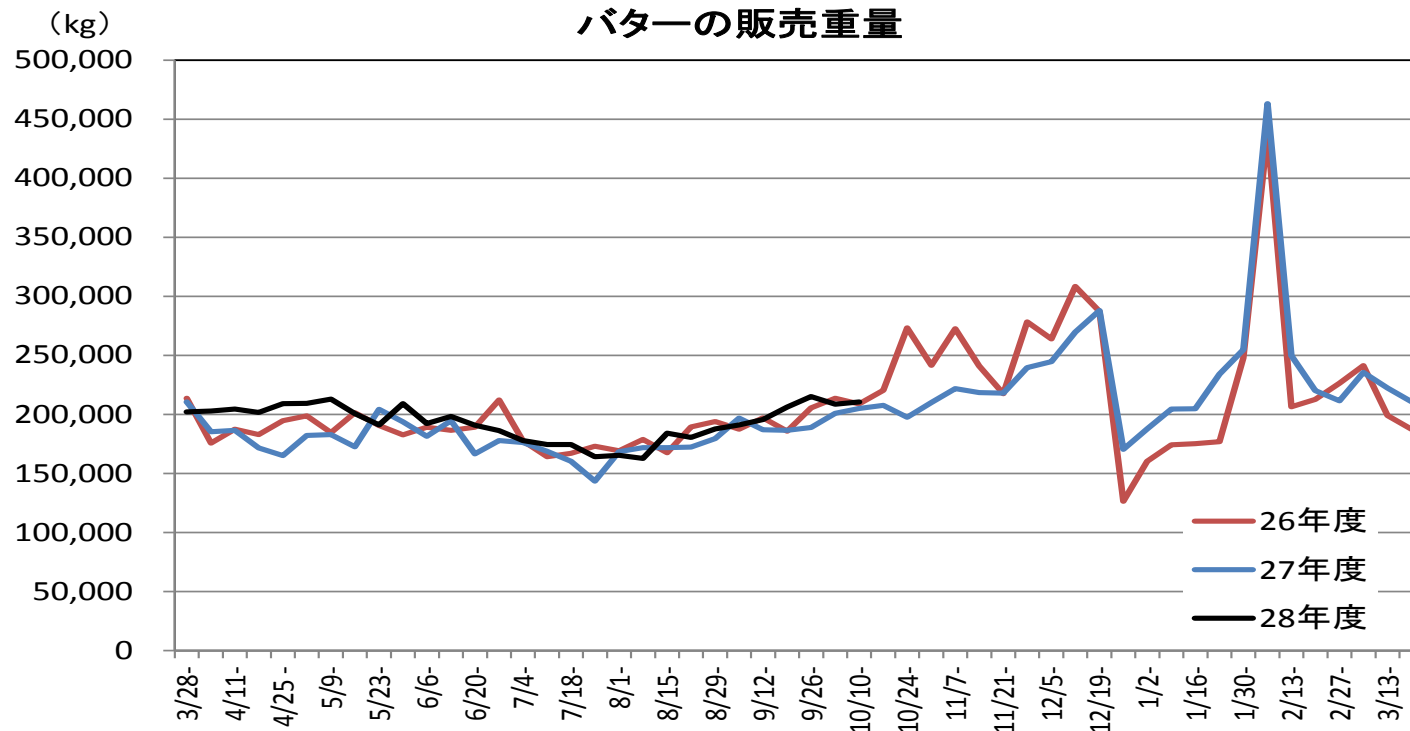
・本資料は、(株)インテージへ委託調査を実施し、集計した数値をまとめたものである。  
 ・本情報は、情報提供を目的とするものであり、提供した情報の利用に関して、万が一、不利益が被る事態等が生じたとしてもALICは一切の責任を負いません。

小売店におけるバターの販売状況（10月10日～16日）

- ・ 本資料は、(株)インテージSRI 全国の小売店（スーパーマーケット）を集計したものである。
- ・ 販売重量の推定値は、(株)インテージにおいて集計値を「商業統計」等の既存資料や独自調査をもとに推計しており、調査対象店舗数については約1,100店である。
- ・ 本資料のバターとは、コンパウンド等（マーガリンを含有するもの並びにレーズン及びオレンジ等を含有するものその他バターの類似品）を含まない。
- ・ 最新の週に係る値は、速報値のため、変更となる場合がある。
- ・ 日付はデータ観測期間（月曜～日曜）の初日を表示しており、現在表示の日付は全て平成28年度に合わせている。

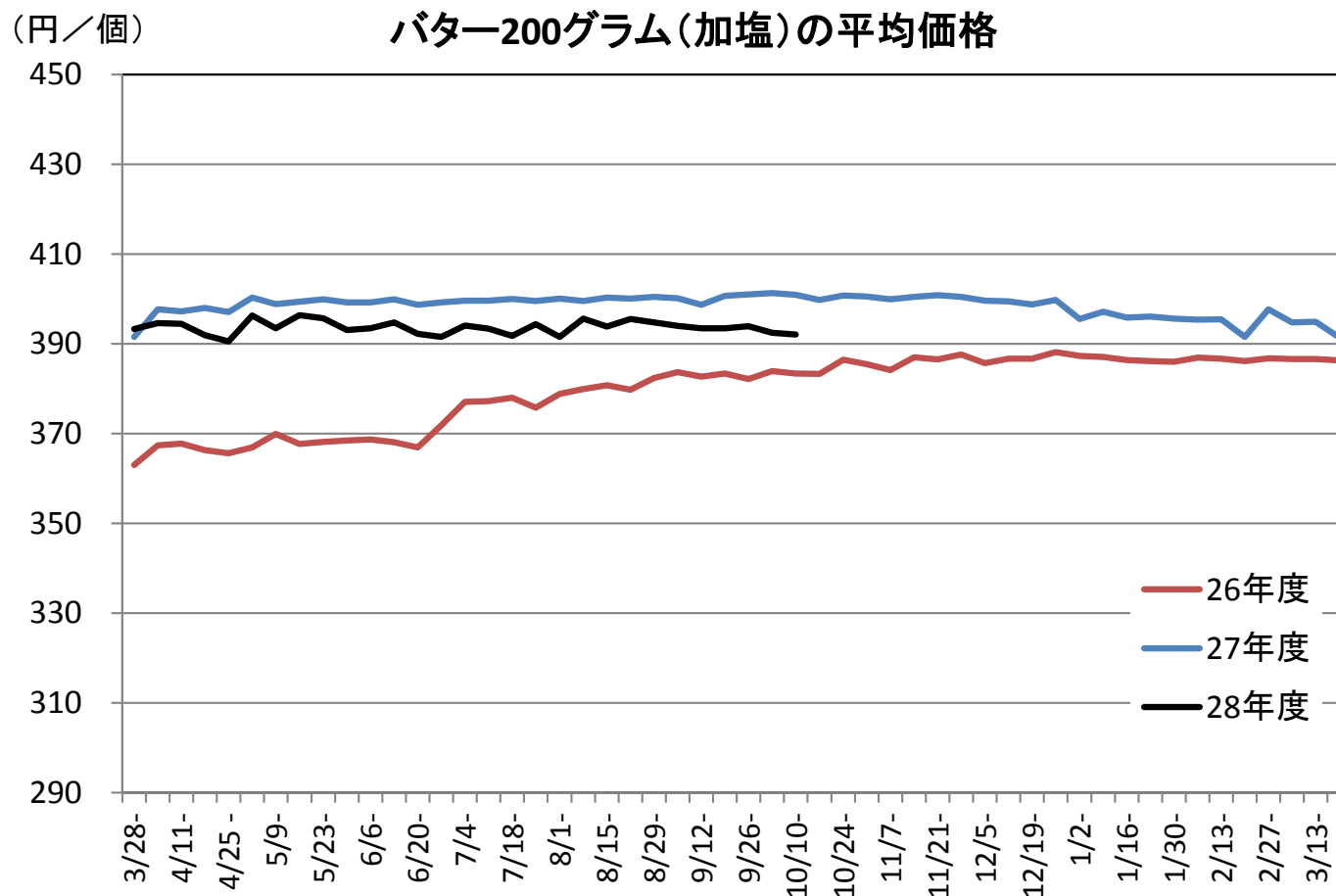
販売重量

販売重量については、210,561kg（前年同期比+2.7%）となった。



平均価格

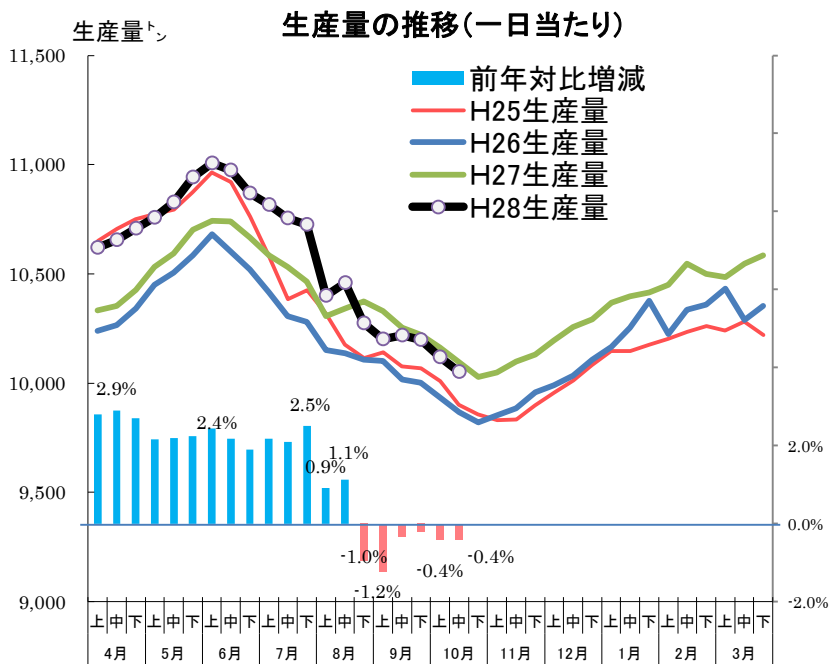
平均価格<sup>(注)</sup>については、392.1円/個（前年同期比8.8円安）となった。



注：平均価格は、箱に入った200グラムの加塩バターの価格を、商品別販売個数によって加重平均したものである。価格は消費税を含まない。



- ホクレン取扱い分の生乳生産は、年度当初から1頭あたり乳量の増加に支えられ、前年を2%程度上回ったなかで推移、7月下旬からの気温上昇に伴い、伸び率が+1%まで圧縮、8月下旬の台風の影響により、8月下旬に前年水準を下回った。
- その後、生乳生産は徐々に回復基調にあり、今後については前回会議で示されたj-milk見通し同様、前年水準をわずかに下回る程度での推移を見通している。
- 春先からの多雨・猛暑・台風等により、飼料の収穫作業は全道的に遅れ、収量・品質についても影響があることから飼料の広域流通や輸入粗飼料の確保をはじめとした各種取り組みを推進し、安定生産に努めている。



2016(平成28年度) 北海道の生乳生産状況について(j-milk見通しとの比較)

単位:千トン

	北海道				うちホクレン扱い分			
	Jミルク見通し(A)		実績(B)		見通し(a)		実績(b)	
		前年比		見通差 B-A		前年比		見通差 b-a
4月	328	103.0%			320	102.8%		
5月	344	102.6%			336	102.2%		
6月	337	102.3%			329	102.2%		
7月	343	102.3%			334	102.3%		
8月	329	100.9%	330	2	322	100.3%	322	0
9月	316	99.6%	314	-2	308	100.0%	306	-2
10月	321	100.2%			313	100.1%		
11月	309	99.4%			302	99.6%		
12月	326	99.2%			318	100.0%		
1月	331	100.1%			323	100.2%		
2月	302	96.3%			294	96.6%		
3月	335	99.7%			327	99.9%		
第1四半期	1,009	102.6%			985	102.4%		
第2四半期	988	101.0%	988	0	964	100.9%	962	-2
第3四半期	956	99.6%			933	99.9%		
第4四半期	967	98.8%			944	99.0%		
上期	1,996	101.8%	1,996	0	1,949	101.6%	1,947	-2
下期	1,923	99.2%			1,877	99.4%		
年度	3,919	100.5%			3,826	100.5%		

## 規制改革実施計画を踏まえた対応

平成28年10月28日

農 林 水 産 省

【規制改革実施計画 平成28年6月2日閣議決定】

## バター等乳製品のモニタリング強化①

国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。

(別紙)

## バター等乳製品のモニタリング強化②

バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。

## (1) バターの店頭調査の精度の向上等

- ・ 購買点数の制限の実施状況を調査項目に追加
- ・ 調査回数を増やし（26回→34回/年）、地域（京浜、京阪神）ごとに結果を公表

## (2) バターの需給状況の情報共有

- ・ バターの生産、流通、消費に係る関係者の中で、バターの需給等に関する情報共有と意見交換のための会議を定期的に行う
- ・ この会議の資料として、種類別（業務用及び家庭用）の生産量及び消費量を提供し、ALICのホームページにも公表

# 規制改革実施計画を踏まえた国家貿易への対応

別紙

・対象バター：農畜産業振興機構（以下「ALIC」という。）が国家貿易機関として輸入するバター（カレントアクセス及び追加輸入）

## 1 流通計画の提出

○ 落札者<sup>(※)</sup>は、売渡の契約の締結までに、最終実需者までの流通計画を提出

※落札者とは、「バターの一般方式による売渡入札の落札者」と「バターのSBS方式による入札の売渡相手方の落札者」を指す。

### 【流通計画の例】

落札者の販売計画

引渡時期 (ALIC→当社)	購入数量 (トン)	バター形態	販売又は自 社使用時期	販売又は自 社使用数量(トン)	販売先業態又 は自社使用
8月中旬	50	1kg	9月中旬	20	パン製造業
			9月下旬	10	卸売業A
			10月下旬	20	自社使用(洋菓子製造)

落札者以外の販売計画

販売元名	購入数量 (トン)	バター形態	販売又は自 社使用時期	販売又は自 社使用する数量 (トン)	販売先業態又 は自社使用
卸売業A	10	1kg	10月上旬	5	卸売業B
			10月中旬	3	パン製造業
			10月下旬	2	洋菓子製造業
卸売業B	5	1kg	10月中旬	3	洋菓子製造業
			10月下旬	2	パン製造業

注：販売先は業態を記入。実名や連絡先は、ALICの要請に応じて情報提供できる体制を整えておく。

## 2 流通計画の実施状況の確認

○ 落札者は、9月末及び1月末時点での計画の実施状況（売渡済及び計画変更）を10月末及び2月末までにALICに報告

○ 落札者は、全てのバターが最終実需者まで販売された後、最終的な販売実績を提出

※実績報告がない場合や計画との齟齬がある場合は、ALICによる落札者や最終実需者への聞き取りの実施や追加報告を求めることがある。

## 3 流通計画の公表

○ ALICは、入札を実施した月ごとに落札者が提出した計画を取りまとめ、国に報告するとともに、ALICのHPで各年度ごとの入札数量の全体にかかる計画をとりまとめ公表（計画の実施状況を確認した後も同様に公表）

## 4 売渡しをしない場合

○ 売渡契約において、計画の提出、計画の実施状況の提出、最終的な販売実績の報告を義務づける。

○ 必要に応じて、ALICによる落札者や最終実需者への聞き取りの実施や追加報告を求める。

○ 買い占めが疑われる場合など、特に必要がある場合には、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第23条に基づき国による報告徴収、立入検査を実施する。

○ 契約に違反した行為が確認された場合、同法18条第1号に基づき、1年間売渡しをしないことがある。

## 5 実施時期

○ 平成28年9月に公表したバター追加輸入分の4千トンから実施

# 規制改革実施計画（抜粋）

平成 28 年 6 月 2 日

閣 議 決 定

# 規制改革実施計画 目次

I	共通的事項	
1	本計画の目的	1
2	本計画の基本的性格	1
3	規制改革の推進に当たっての基本的考え方	2
4	改革の重点分野	2
5	規制改革ホットラインの設置	2
6	国際先端テストの実施	2
7	規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）	3
8	計画のフォローアップ	3
II	分野別措置事項	
1	健康・医療分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	4
(2)	個別措置事項	
①	在宅での看取りにおける規制の見直し	5
②	薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し	5
③	診療報酬の審査の効率化と統一性の確保	6
④	一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直し	7
2	雇用分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	8
(2)	個別措置事項	
①	就職・転職が安心してできる仕組みづくり	9
②	健康・安全・安心して働ける職場づくり	10
③	公平な処遇で活躍できる仕組みづくり	10
3	農業分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	11
(2)	個別措置事項	
①	牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革	12
②	生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組	13
4	投資促進等分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	14
(2)	個別措置事項	
①	経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し	15
②	インバウンド・観光関連の規制の見直し	17
③	エネルギー・環境関連の規制の見直し	18
④	その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し	19
5	地域活性化分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	22
(2)	個別措置事項	
①	民泊サービスにおける規制改革	23
②	地方における規制改革	24
③	建築物・土地利用関連規制の見直し	25
④	その他地域活性化に資する規制の見直し	26

# 規制改革実施計画

〔平成 28 年 6 月 2 日〕  
閣 議 決 定

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献、並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この課題に強力かつ着実に取り組むため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革会議」を平成 25 年 1 月に設置した。

規制改革会議においては、平成 25 年以降の 3 次にわたり「規制改革に関する答申」が提出されていたが、その後引き続き成長戦略の推進及び国民への多様な選択肢の提供につながる規制改革を中心に検討を行い、平成 28 年 5 月 19 日に「規制改革に関する第 4 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

## 記

### I 共通的事項

#### 1 本計画の目的

本計画は、潜在需要を顕在化させることによる経済活動の支援、日本経済の再生に資する各種規制の見直しを行い、経済社会の構造改革を進めることを目的とする。

#### 2 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革に関する第 4 次答申」（平成 28 年 5 月 19 日規制改革会議）により示された規制改革事項について、それぞれ期限を切って取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

### 3 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

内外の社会構造や経済構造等の変化に伴い、規制改革は常に進めていく必要がある。

その上で、近年の規制改革に求められる意義として、その経済政策としての位置付けが挙げられる。規制改革の推進により、ヒト・モノ・カネ・情報が成長に向かって動き出すような状況を整備していくことが重要な課題となっている。

さらに、国民生活に密接な関係を持つ諸分野における規制改革を通じて、国民ニーズに対応した多様な選択肢を提供できる環境を整備することも必要である。

このため、規制改革により、以下の点の実現を図る必要がある。

- ①経済環境の変化に適応して、イノベーションを喚起する。
- ②技術革新等による新製品・新サービスを国民が享受できるようにする。
- ③女性が活躍し、若者や高齢者も含めて全ての人が能力を發揮できる社会を実現するとともに、人口減少社会が進む中、経済を再生して成長力を強化する視点から円滑な労働移動を支えるシステムの整備を進める。
- ④地域活性化の阻害要因となっている規制を取り除く。

### 4 改革の重点分野

本計画においては、「規制改革に関する第4次答申」を踏まえ、また、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」及び「地域活性化」を改革の重点分野とする。

### 5 規制改革ホットラインの設置

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望（各種手続の簡素化等を含む。）については、常時受け付け、迅速に対応することとし、内閣府に「規制改革ホットライン」を平成25年3月に設置した。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民各層からの要望を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に乗せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

### 6 国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」、「世界で一番国民が暮らしやすい国」を実現するために、個別の規制の必要性・合理性に

ついて、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものである。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国際的な比較も行い、検討に反映させていくという視点も重要である。

## 7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）

各府省が所管する多数の規制をより適時に実効性ある形で見直していくため、平成26年6月の規制改革実施計画に基づき、所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）が構築された。

この規制レビューの取組を今後も継続しつつ、更に効果的なシステムへと発展させるための改善方策についても検討していく必要がある。

また、規制所管府省が事前評価を行った規制について、以下のとおり、規制レビューと規制の事前評価の連携を図ることとする。

- ① 規制所管府省において、規制シートの作成に当たり、事前評価書を添付するとともに、事前評価時に想定された費用・便益や想定外の効果の発現状況について事後検証を実施する。
- ② 総務省において、規制所管府省による上記の事後検証について点検を行う。

今後、当該規制の見直しの議論を行う際には、上記の規制所管府省による事後検証及び総務省による点検の結果も活用することが適当である。

なお、規制所管府省が事前評価を行っていない規制については、これまでと同様に、規制シートの作成及び公表の取組を行うことが必要である。

## 8 計画のフォローアップ

本計画に定められた措置について、その実施状況をフォローアップしていくことは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組である。また、これまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中にも、現時点で措置が完了していないものがあるため、本計画に定められた措置と併せて、今後それらの実施状況についてフォローアップを行うことが重要である。



### 3 農業分野

#### (1) 規制改革の観点と重点事項

生産者の努力が報われる農業を実現するとともに、最終需要者のニーズに十分対応した供給がなされるようにしていく観点から、①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革、②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組について、重点的に取り組む。

## (2) 個別措置事項

### ①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革	指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。	平成28年秋までに検討、結論	農林水産省
2	バター等乳製品のモニタリング等の強化①	国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省
3	バター等乳製品のモニタリング等の強化②	バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省
4	LL(ロングライフ)牛乳の製造認可の審査事項の見直し	バルククーラーの冷却の向上等を確認の上、48時間以上経過した生乳について、衛生状況を確保するための「常温保存可能品の審査事項」の見直しを検討し、所要の通知の手当を行う。なお、見直しの検討に必要な科学的なデータの収集は、事業者と協力を求めながら行う。	遅くとも平成29年度までにデータ収集、必要なデータが揃った時より半年から1年で結論	厚生労働省